

飛騨市認定地域クラブガイドライン

飛騨市における学校部活動の地域移行に向けた方針と

飛騨市認定地域クラブの在り方について

令和 7 年 2 月

飛騨市教育委員会

目次

I. <u>地域移行の基本的な考え方</u>	1
1. <u>本ガイドライン策定までの背景</u>	1
2. <u>飛騨市としての方向性</u>	2
3. <u>地域での役割分担</u>	3
4. <u>地域移行が生徒・教職員・地域にもたらす効果</u>	4
II. <u>認定地域クラブの要件</u>	5
1. <u>運営規約の策定</u>	5
2. <u>参加者</u>	6
3. <u>適正で持続可能な人員体制</u>	6
4. <u>適切な休養日等の設定</u>	7
5. <u>緊急時における安全管理体制</u>	7
6. <u>口座の開設と適切な会計処理</u>	8
7. <u>会費の設定と保護者等の負担軽減</u>	8
8. <u>地域との連携・協働</u>	8
III. <u>その他運営、活動時に関わる内容</u>	9
1. <u>公立学校の教職員が認定地域クラブの活動に従事する場合の兼職兼業</u>	9
2. <u>競技団体や大会等への参加登録</u>	9
3. <u>活動場所</u>	10
4. <u>指導時の倫理的配慮と指導者の登録取り消し</u>	10
5. <u>事故等が発生した場合の責任</u>	10
6. <u>国の方針変更</u>	10
IV. <u>認定地域クラブの登録手続き等</u>	11
1. <u>認定地域クラブ登録までの流れ</u>	11
2. <u>認定地域クラブの登録取り消し</u>	11
3. <u>各種様式</u>	12
4. <u>個人情報の取り扱い</u>	12
V. <u>附則・参考資料</u>	13
VI. <u>問い合わせ先</u>	14

本ガイドラインで用いる用語の定義と適用範囲

本ガイドラインで用いる用語の定義は以下の通りである。

◆ 運営団体

各地域クラブ活動を統括する団体。

◆ 実施主体

個別の地域クラブ活動を実際に行う主体。

◆ 飛騨市認定地域クラブ(以下、「認定地域クラブ」という。)

飛騨市では、国や県が定める「新たな地域クラブ活動」を「認定地域クラブ」と称し、本ガイドラインⅡ(p.5)の要件を満たし、別に定める要領に基づいて飛騨市教育委員会から認定を受けた団体を指す。

本ガイドラインⅡ以降(p.5～)については、「認定地域クラブ」に対して適用する。

新たな地域クラブ活動・・・従前の学校部活動に代わり、運営団体の管理下で社会教育の一環として、学校と地域との連携・協働によって整備するクラブであり、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うものである(岐阜県教育委員会“岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン”から抜粋)

I. 地域移行の基本的な考え方

1. 本ガイドライン策定までの背景

- ◆ 学校部活動は、スポーツや文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に寄与してきた。あわせて、学校部活動を通して、生徒が豊かな人間関係を築くとともに、生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しむ態度を育み、充実した学校生活を送るために生徒指導面においても大きな役割を果たし、生徒の生きる力を育むことにおいて大きな効果を発揮してきた。
- ◆ しかしながら、近年、少子化による部員数の減少はもとより、生徒のニーズが多様化する一方で、顧問とすることができる教職員数の減少、学校の働き方改革等に伴う部活動時間の縮減などにより、学校単位で部活動を実施することが困難になっている。
- ◆ こうしたことから、国は令和4年12月にこれまでの部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として策定し公表した。その中では、「新たな地域クラブ活動」や「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「大会等の在り方の見直し」について方向性が示され、令和5年度から地域の実情等に応じて可能な限り早期の移行実現を目指し、地域スポーツ・文化芸術環境の整備のための取組を重点的に進めることを求めている。
- ◆ 飛騨市においても、市内の部活動では部員数が減少し、中学校1校では大会等に出場できなかったり、部活動の存続自体が難しくなったりして、部活動の選択肢が減ってきている。飛騨市教育委員会では、国や県の動きに併せて、市内の児童生徒・保護者・教職員を対象とした意識調査、他の市町村の取組状況の把握、関係者へのヒアリング等を実施し、飛騨市の部活動の現状と改革に関する課題等について把握に努めてきた。
- ◆ また、令和6年4月には地域移行後の理想的な活動体制の構築や、整備内容や補助内容を検討し、実証を行うため、「地域クラブ活動実証事業」を開始し、地域クラブ実証団体11団体(9種目)を認定した。地域クラブ実証団体は、部活動の受け皿として子どもたちの指導・クラブ運営等を行う中で、地域移行で生じる諸課題を洗い出すとともに、関係団体と連携をとりつつ、持続可能な運営や指導の在り方について検証を行ってきた。
- ◆ これらのことを踏まえ、飛騨市教育委員会では今後、子どもたちがやりたいことを自ら選択し、生涯スポーツおよび生涯学習の一環としての活動や体験機会を確保することを目指し、本ガイドラインを策定することとした。本ガイドラインは、飛騨市教育委員会が認定する地域クラブ活動の運営や指導の望ましい在り方等について、飛騨市教育委員会の考え方を示すものである。
- ◆ 市は、本ガイドラインに基づく認定地域クラブの取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

2. 飛騨市としての方向性

【飛騨市としての地域移行のコンセプト】

新たな社会教育環境をつくる

人口減少、少子化が進む中「人が足らずチームが組めないからやりたい活動ができない」「田舎は不利だ」「夢は叶わない」この地に暮らす子どもたちにはそんな風に思ってしまう。そのためには取り組みを学校部活動をただただ地域に移行するものとしてせず、「子どもたちにとって」を議論の中心に据え、学校、地域それぞれの事情を鑑みて、子どもの成長が促進される持続可能な環境や仕組みを再構築する必要があります。



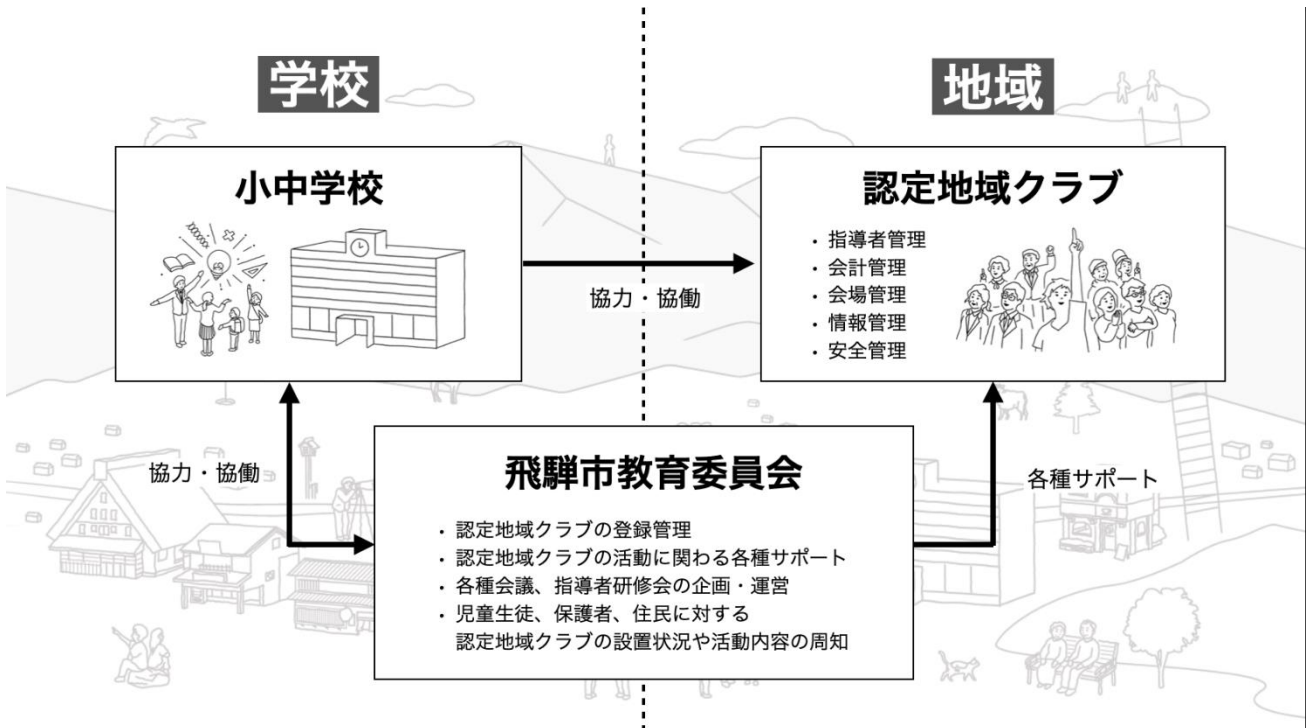
【部活動と「認定地域クラブ」の比較】

	部活動	「認定地域クラブ」
位置づけ	学校教育の一環(教育課程外)	学校と連携して行う活動(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術活動)
実施主体	学校	地域の様々な団体(登録制)
指導者	教職員、外部指導者	地域住民、希望する教職員(兼職兼業)
参加者	当該校の中学生	中学生等(参加範囲を柔軟に設定)
活動場所	学校施設	学校施設、地域のスポーツ・文化施設
費用負担	部費	会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済給付	スポーツ安全保険等

【移行までのスケジュール】

	令和5年度		令和6～7年度		令和8年度
活動主体	学校 (8割)	地域 (2割)	学校 (5割)	地域 (5割)	地域 (10割)
主な内容	・推進協議会の実施 ・各種団体へのヒアリング ・課題の整理 ・学校、地域への説明 ・地域クラブ実証団体の募集と認定		・各種実態の把握と解決策の検討 ・PTA 総会や育成会総会での説明 ・認定地域クラブガイドラインの策定 ・地域移行の準備 (R7 年度夏までの準備完了が目標)		・支援センター(仮称)の設置 ・推進室での各種説明会、体験会の開催 ・休日は完全移行

3. 地域での役割分担



(1) 飛騨市教育委員会(地域クラブ活動推進室)

飛騨市教育委員会は、学校と地域、関係団体、保護者等との協議の場をもちつつ、今ある部活動を新たな地域クラブ活動として行えるよう、推進と支援のために次のような内容に取り組む。

- **認定地域クラブの登録管理**
申請書類の受理や決定後の通知、生徒・役員名簿等での個人・団体の登録管理 など
- **認定地域クラブの活動に関わる各種サポート**
部活動等充実支援補助金(大会等に係る補助)に必要な書類の作成、指導者の謝金補助の手続き
認定地域クラブでのトラブルに対する相談窓口、運営・活動に関わる助言 など
- **各種会議、指導者研修会の企画・運営**
会議での定期的な情報共有・連絡調整、指導者に向けた研修会の実施及び研修機会の情報提供 など
- **児童生徒、保護者、住民に対する認定地域クラブの設置状況や活動内容の周知**
児童生徒や保護者に対する案内(取り組み紹介、認定地域クラブの紹介等)
必要に応じた団体・個人への説明会の実施 など
- **その他**
活動状況の把握、県・学校・関係団体等との連携、認定地域クラブの登録に関わる各種相談 など

(2) 認定地域クラブ

認定地域クラブとしては、クラブ内・外で連絡連携をとりつつ、次のような内容に取り組む。

- **参加者管理**: 募集・入会手続き/生徒・役員名簿の作成 など
- **指導者管理**: 指導者の確保・契約/活動方針の説明/活動内容の把握 など
- **会計管理**: 帳簿の作成/会計報告/会費の徴収(集金)/物品購入 など
- **会場管理**: 会場の確保/変更・中止連絡/会場費の支払い(有料の場合) など
- **情報管理**: 生徒・保護者への連絡/関係者内での情報共有/学校・教育委員会との情報共有 など
- **安全管理**: 事故が発生した場合の現場対応/保険対応 など

※役割は多岐にわたるため、クラブ内で話し合いのうえ、役割分担をしながら進めていくこと

指導者:「育てる」立場として、実技指導のみでなく、大会等への引率や生徒指導に係る対応などに取り組む。指導者は必ずしも技術指導ができる者である必要はなく、生徒を温かく見守ったり、生徒と一緒に汗を流したりする者でもよい。

保護者:「支える」立場として、必要に応じた活動場所への送迎や会費の納入、方針の理解と支援に取り組む。

(3) 学校(従前の部活動顧問含む)

学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、飛騨市教育委員会や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(4) 地域のスポーツ・文化芸術に関わる関係団体

飛騨市内の競技団体または生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

なお、上記については、各団体の実情や地域移行状況の変化などによって、適宜変更するものとする。

4. 地域移行が生徒・教職員・地域にもたらす効果

生徒への効果

- 専門的な知識や技術を有した指導者の指導を受けることができる。
- 校内の生徒のみでなく、他校の生徒や多世代での交流を通して、人格形成に寄与することができる。
- 部員数の減少によって存続できなくなった活動を継続できたり、これまで部活動になかった種目が選べたりなど、選択肢の幅が広がる。
- シーズン制やレクリエーション的な活動など、個々の目的に応じた活動を選択することができる。

教職員への効果

- 教職員が自分の意思で指導に関わることを選択できる。
- 兼職兼業で従事することによって、対価を受けながら自己の専門性を活かすことができる。
- 平日および休日の部活動が地域に移行することで、学校の業務改善や教職員の業務負担軽減など、教員の働き方改革にもつながる。

地域への効果

- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域全体で子どもの成長に関わることによって、スポーツ・文化芸術団体をはじめとした地域全体の活性化につながる。
- 多世代が交流して活動することができ、新たなコミュニティが生まれる。
- 既存の学校施設や地域施設を有効活用することができる。
- 地域で育った子どもたちが、将来的に地域の指導者として活躍するといった好循環が期待できる。

Ⅱ. 認定地域クラブの要件

認定地域クラブは、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うことから、単に中学生が加入するスポーツ・文化芸術クラブ等とは区別する必要がある、以下の全ての要件を満たさなければならない。

《認定要件チェックリスト》

1. 運営規約の策定 (p.5～6)	
☐	認定地域クラブの役員や会費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に公表すること
2. 参加者 (p.6)	
☐	原則、飛騨市内の中学生を中心として構成されており、中学生の受け入れが可能であること
3. 適正で持続可能な人員体制 (p.6～7)	
☐	代表者(1名)を配置すること
☐	指導者(原則、2名以上)を配置すること ※指導者は別記の要件を満たす者であること
4. 適切な休養日等の設定 (p.7)	
☐	原則、週あたり3日以上休養日を設けること(平日2日以上、休日1日以上を目安にする)
☐	学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること
☐	活動時間について、平日は2時間程度、休日は3時間程度とすること(準備・片付けを除く)
5. 緊急時における安全管理体制 (p.7～8)	
☐	活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えること
☐	事故発生時に、迅速かつ適切な救急対応を施せるように緊急時対応計画を策定すること
☐	参加者や指導者は、適切な補償内容・保険料の傷害保険、賠償責任保険に加入すること
6. 口座の開設と適切な会計処理 (p.8)	
☐	認定地域クラブ専用の口座を開設すること
☐	「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うこと
7. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 (p.8)	
☐	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること(営利目的を主としない)
8. 地域との連携・協働 (p.8)	
☐	活動状況や実績等の情報は、生徒の所属校や飛騨市教育委員会に適時開示を行うこと

※認定申請を希望する団体については、上記に加えて、次の《補足事項》を予め理解したうえで、「Ⅳ. 認定地域クラブの登録手続き等」を確認する。

《補足事項》

1. 運営規約の策定

『認定地域クラブの役員や会費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に対して公表すること』

- 生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すために運営規約を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得ることとする。
- 運営規約の策定にあたって、生徒の中には、より上位の大会やコンクールを目指すだけでなく、基礎体力や社会性を身につけることを目的にしたり、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする者もいるなど、生徒の志向が多様であることを受け入れ、勝利至上主義に傾倒することがないように配慮する。

- 各団体において、役員の承認や活動計画の承認、運営規則の改正などの主要事項を議決する場として、組織全体(保護者、指導者等)としての総会を年間に1度は開催すること。

参考・・・運営規約の構成について(様式Ⅰを活用のうえ、各団体の実情に合わせて作成すること)

第1章 総則 ⇒ 名称・設置、目的など	第5章 会計 ⇒ 経費、管理、会計年度など
第2章 会員 ⇒ 入会資格、会費など	第6章 指導者、会員の責任 ⇒ 保険への加入など
第3章 組織 ⇒ 役員とその職務、指導者など	第7章 細則 ⇒ 個人情報、参加停止など
第4章 会議 ⇒ 会議の種類、総会など	第8章 規則の改正

2. 参加者

『原則、飛騨市内の中学生を中心として構成されており、中学生の受け入れが可能であること』

- 実際の活動にあたっては、上記の参加者に加え、当該クラブ活動における従前からの参加者や、参加を希望する様々な年代とともに活動することも想定される。

3. 適正で持続可能な人員体制

『代表者(1名)を配置すること』

『指導者(原則、2名以上)を配置すること』

- 生徒の安全管理・健康管理を図り、学校や地域との連携・協働により活動を実施するため、代表者1名、指導者2名以上を置くこととする。ただし、各団体の実情に応じて、代表者や指導者等の役職は兼ねることはできる。
- 指導者については、以下の(ア)～(オ)の全てを満たす者であること。

(ア)	成人に達していること(学生、教職員も可とする)。 ただし、成人指導者のアシスタントとして活動する場合、成人未満が指導を行うことも可能とする。
(イ)	青少年健全育成に対する熱意を有し、子どもたちの多様なニーズに応えられるよう、資質向上に取り組むこと(技術、責任感や連帯感、思考力や判断力等、心身を育てる総合的な指導力など)。
(ウ)	地方公務員法第16条 ^{※1} 及び学校教育法第9条 ^{※2} 各号に該当しないこと。
(エ)	過去の指導において、体罰やハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のないこと。
(オ)	飛騨市が定める指導者研修を修了している、もしくは修了見込みであること(1年間有効)。

※1地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当

該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 適切な休養日等の設定

休養日

『原則、週あたり3日以上休養日を設けること(平日2日以上、休日1日以上を目安にする)』

『学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること』

- 生徒の心身の成長を考慮して、成長期にある生徒が食事、運動、睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から休養日と活動時間を設定する。
- 大会等への参加で休養日を設けられなかった場合、休養日を他の日に振り替える。
- 週や月によっては、大会前の準備期間として活動時間が増えることも考えられるため、その場合は上記に当てはまらないものとするが、年間の最大活動時間396時間を超過しないことを厳守する。
- 移行期においては、学校部活動と認定地域クラブが共存する可能性があるが、学校部活動も認定地域クラブも同一の活動であると考え、休養日を設定する。

活動時間

『活動時間について、平日は2時間程度、休日は3時間程度とすること(準備・片付け等を除く)』

- 心身の健全な成長の観点から、活動の開始時間や終了時間についても配慮し、特別な事情を除いて、早朝から活動や夜遅くまでの活動は行わない。

5. 緊急時における安全管理体制

緊急時対応計画の策定

『活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えていること』

『事故発生時に、迅速かつ適切な救急対応を施せるように緊急時対応計画を策定していること』

- いつ起こるか分からない事故やケガに対して、発生後いかに現場にいる人員で迅速に対応し、救急隊員へつなぎ、医療機関へ搬送するかを事前に想定する計画書を「緊急時対応計画(emergency action plan:EAP)」という。
- 「緊急時の対応人員と役割分担」「緊急連絡先」「緊急時に使用する資器材(AED など)の設置場所」「搬送先の医療機関の情報」など、緊急時に誰がみてもひと目でわかるよう簡潔に記載することが望ましい。

参考・・・緊急時対応計画について「V. 附則・参考資料」スポーツ事故対応ハンドブック(独立行政法人日本スポーツ振興センター発行)を活用のうえ、各団体の実情に合わせて作成すること

保険への加入

『参加者や指導者は、各団体の活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料の傷害保険^{※3}に加入すること』

- 認定地域クラブは、学校の管理下の活動ではなく、公立学校共済組合の助成等や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」は適用されないため、別途保険に加入する必要がある。

- 保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討する。
- 指導時に生じた事故等において、指導者側に注意義務違反があれば、被害を受けた参加者や保護者に対して損害賠償責任を負う可能性があることから、指導者は賠償責任保険※⁴への加入も推奨される。

※³ 傷害保険・・・不慮の事故に備え、人の傷害や疾病に対する保険金

※⁴ 損害賠償責任・・・被保険者が第三者に対して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する保険金

6. 口座の開設と適切な会計処理

『認定地域クラブ専用の口座を開設すること』

『「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞（「Ⅴ. 附則・参考資料」を参照）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うこと』

- 会計管理については、誰にも疑われないようにするのが信頼を得る団体には必須であり、個人の財産と団体の財産を分けて管理する。
- 組織運営に透明性を確保するために会計処理の内容を団体内で保護者及び関係者に報告するとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。

7. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

『活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること（営利目的を主としない）』

- 原則、受益者負担となることから、加入説明等の際には参加者や保護者等に情報開示を行い、費用等への理解を得る。

8. 地域との連携・協働

『活動状況や実績等の情報は、生徒の所属校や飛騨市教育委員会に適時開示を行うこと』

- 「Ⅰ. 地域移行の基本的な考え方」に記載した地域での役割分担に応じ、適時必要な情報の共有を行う。

Ⅲ. その他運営、活動時に関わる内容

1. 公立学校の教職員が認定地域クラブの活動に従事する場合の兼職兼業

教職員が認定地域クラブの活動に従事し、兼職兼業を行う場合、公立学校の教職員（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む）は、次の項目を全て満たした場合に、兼職兼業を行うことが可能である。

- 1) 当該教職員が希望していること
 - 2) 地方公務員法第38条^{※5}や教育公務員特例法第17条^{※6}の規定に基づいていること
 - 3) サービスを監督する教育委員会の許可を得ること
- ※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。

認定地域クラブの活動に従事することを希望する教職員は、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することになるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼を基に、上司である校長等へ相談・了承のうえ、サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事すること。

また、各団体の関係者は、教職員を指導者として雇用等する場合、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員が指導を継続する意向の有無等を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

※5 地方公務員法第38条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

※6 教育公務員特例法第17条

一 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第23条第2項及び第24条第2項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

二 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる者を除く）については、適用しない。

2. 競技団体や大会等への参加登録

生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等（参加対象や登録の必要性、保険等）を十分に確認し、以下のことについて留意する。

- (1) 認定地域クラブで大会参加を目指す場合、必要に応じて各競技団体や各連盟等への登録や加盟が求められることから、移行期に、運営団体は登録や登録費の納入が学校と二重にならないように配慮する。
- (2) 中学校体育連盟が主催する大会をはじめ、様々な大会への参加資格については、それぞれの大会により出場要件等が異なるため、必ず事前に確認する。
- (3) 認定地域クラブとして大会参加が実現する場合は、大会の役員や審判等、大会運営に関わるスタッフとして積極的に参加する。

3. 活動場所

活動場所は、市内の各小・中学校、公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設だけでなく、地域団体・

民間事業者等が有する利用可能な全ての施設が活動場所となる。

また、授業や学校行事等を行なっている時間帯に学校施設を利用する場合は、施設設置者(各小・中学校長)の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

移行期においては、学校施設で部活動が行われていることが想定され、施設予約の時間帯が重なるようであれば、部活動と認定地域クラブの優先度は対等であるものとし、飛騨市教育委員会スポーツ振興課が双方の利用希望を確認し、調整を図る。

4. 指導時の倫理的配慮と指導者の登録取り消し

指導者は、競技に関わる専門的な知識や技術のみでなく、倫理に関わる情報の収集に努め、反倫理的言動とは何かについての理解を深める必要がある。これらを自覚したうえで、以下について強い意志をもち対処することが求められる。

- (1) あらゆる暴力やハラスメントをしない、許さない。
- (2) 年齢、性別、性的指向(恋愛や性愛の対象としてどのような性を求めるか)や性自認(自分の性別に対する自己認識)、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの違いを理由とする、いかなる差別的な言動もしない、許さない。
- (3) 反倫理的言動を黙認や隠ぺいせず、速やかに適切に対処する。

なお、上記については、指導者のみではなく、全ての関係者に通じる内容である(例:競技応援時の罵声など)

指導者の登録取り消し

上記のようなふさわしくない行為が生じた場合は、日本スポーツ協会の登録者等処分規程(「Ⅴ. 附則・参考資料」を参照)に基づき、倫理規定から逸脱した行為を行った者に事実確認等を行ったうえで注意や登録の取り消しなどの処分を決定し、行う。

5. 事故等が発生した場合の責任

事故が発生した場合の責任主体は、各団体や大会主催者が責任を負うことになる。

また、認定地域クラブの活動に従事している教職員にも責任がある場合、当該教職員のサービスの取り扱いや処分の検討、損害賠償責任等の民事上の責任については、基本的に認定地域クラブとの関係において対応がなされるものである。

6. 国の方針変更

今後、国や県より、部活動の地域移行に関わるガイドライン等が新たに示された場合や、部活動の地域移行に関わる状況が大きく変化した際には、飛騨市教育委員会が本ガイドラインを必要に応じて改定する。

IV. 認定地域クラブの登録手続き等

1. 認定地域クラブ登録までの流れ

認定を受ける場合については、以下の流れを理解し、申請手続きを行うものとする。

認定を受ける団体	飛騨市教育委員会
①申請書類(「3. 各種様式」の様式Ⅰ～Ⅴ)をダウンロード	
②申請内容について、保護者及び関係者内で共通見解を図る	
③飛騨市教育委員会地域クラブ活動推進室に申請書類を提出	
↓	①申請書類の確認
	②認定・不認定の決定、通知
<u>認定された場合</u> 認定地域クラブとして活動開始 <u>認定不決定(保留含む)の場合</u> 認定不決定の理由を解決し、再度認定の申請を行う または、認定外のクラブとして活動を行う(補助金等はない)	
<u>認定不決定及び未申請の地域クラブ</u>	

認定地域クラブに申請し、不決定もしくは申請手続きを行っていない地域クラブにおいて、負傷等の事故や運営、活動場所でのトラブルが生じた場合、飛騨市及び学校側においては一切責任を負わないものとする。

【その他】

- 部活動等充実支援補助金の申請(「3. 各種様式」の様式Ⅵを参照)

認定地域クラブとして、連盟・協会が主催する大会等に参加した場合は、大会等への参加に要する費用を市で補助を行う。

なお、大会等の区分により、対象となる経費や補助率は異なるため、以下の「(様式Ⅵ)部活動等充実支援補助金の申請に係るチェックリスト」を参照する。

- 認定地域クラブ指導者謝金の補助(「3. 各種様式」のⅦを基に各自作成)

活動時間の適正化と指導者謝金の補助を行うため、認定地域クラブは、四半期に一度、以下の「(様式Ⅶ)認定地域クラブ期別実施報告書」を飛騨市教育委員会地域クラブ活動推進室に提出する。

指導者謝金の補助は、期別実施報告書を基に清算し、別に定める補助の支払い手続きを行う。また、本ガイドラインに記載の活動時間に準拠し、「平日 2時間/休日 3時間まで」を支払対象とし、超過時間分については各クラブ運営費から捻出する。

《四半期の区分》

I 期(4～6月)Ⅱ期(7～9月)Ⅲ期(10～12月)Ⅳ期(1～3月) ⇒ 每期終了後、翌月第2月曜日に提出

2. 認定地域クラブの登録取り消し

認定の決定後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、認定の取り消し及び全額もしくは一部補助金の返還を命じる。

- (1) 申請内容に虚偽の申告があったとき。
- (2) クラブの運営や活動内容が不適当と認められ、改善の勧告やその他指示に従わないとき。
- (3) その他、認定地域クラブとして継続的な活動ができないと認められたとき。

3. 各種様式

本ガイドラインで示す各種様式については以下の通りである。

(様式Ⅰ)認定地域クラブ運営規約(例)

(様式Ⅱ)認定申込書

(様式Ⅲ)認定地域クラブ年間活動計画書

(様式Ⅳ)口座振込申請書

(様式Ⅴ)認定地域クラブ生徒・役員名簿

(様式Ⅵ)部活動等充実支援補助金の申請について

(様式Ⅶ)認定地域クラブ期別実施報告書

4. 個人情報の取り扱いについて

認定地域クラブの登録手続き等で記載された内容については、飛騨市中学校部活動の地域移行における推進や支援を目的として、飛騨市地域クラブ活動推進会議等に提供するため、参加者や指導者、関係者等に同意を得たうえで申請書等を提出する。なお、飛騨市教育委員会は、先述の目的以外には使用しない。

V. 附則・参考資料

附則

本ガイドラインは、令和 7 年 2 月 19 日より施行する。

参考資料

スポーツ庁.“学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】”令和4年12月 	岐阜県教育委員会.“岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン”令和5年3月 
岐阜県教育委員会.“令和5年度休日部活動の地域移行に関する実証事業報告書”令和6年3月. 	飛騨市教育委員会.“飛騨市学園構想第2章”令和 5 年 4 月 
飛騨市教育委員会.“【保護者向け】飛騨市中学校の部活動地域移行チラシ_第1号”令和6年7月 	飛騨市教育委員会.“【保護者向け】飛騨市中学校の部活動地域移行チラシ_第 2 号”令和6年11月 
飛騨市教育委員会.“令和6年度飛騨市中学校の部活動に関するアンケート結果概要”令和6年11月 	文部科学省.“スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞”令和 1 年8月 
日本スポーツ振興センター.“スポーツ事故対応ハンドブック(フローチャート編)” 令和2年12月 	日本スポーツ振興センター.“スポーツ事故防止ハンドブック(解説編)”令和 2 年 12 月 
文部科学省.“公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について”令和3年2月 	日本スポーツ協会.“登録者等処分規程”令和 4 年6月 
日本蘇生協議会.“JRC 蘇生ガイドライン 2020”令和 3 年 3 月 	環境省.“夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン”令和2年 3 年 
国立スポーツ科学センター.“脳振盪ハンドブック” 	国立スポーツ科学センター.“女性アスリートのための栄養・食事ガイドブック”令和 4 年3月 

日本スポーツ協会.“スポーツにおける暴力行為等相談窓口” 	飛騨市教育委員会.“飛騨市スポーツ活動充実交付金” 
飛騨市教育委員会.“部活動等充実支援補助金の申請について” 	飛騨市教育委員会.“【保護者向け】飛騨市中学校の部活動地域移行チラシ_第3号”令和7年2月 

VI. 問い合わせ先

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市教育委員会事務局学校教育課 地域クラブ活動推進室

TEL:0577-73-7494 (内線)4305